

中標津町自治基本条例 その3

みなさんは『中標津町自治基本条例』がどのように作られたのかご存じですか？

条例を作るために公募で集まった町民のみなさん、議會議員、そして役場職員。この三者が同じテーブルを囲み、何度も、何時間も、町の未来について考え、ひとつひとつの言葉についても適切かどうか検討を重ねて作り上げました。立場は違っても「この中標津町をより良くしたい」という想いがつまっています。



条例の内容について話し合っている様子
平成 22 年 12 月

基本の考え方となる「自治の基本原則」を深堀ろう！

わかりやすく
お届けします！

情報共有

あなたの意見を
町の政策へ！

市民参加

対等なパートナー
として！

協 動

知る～町の情報を手に入れる

議会や町の情報を、町民のみなさんに積極的にお知らせし、共通の理解を深めることです。

◆情報共有の場：町広報紙、町ホームページ、ミルク café（議会報告会）など

加わる～意見を伝える

町の計画やルール（条例等）を作る段階から、町民のみなさんが意見を出し合い、ともに考え、町の政策立案に加わることです。

◆市民参加の場：パブリックコメント、町の審議会等の委員、意見交換会など

力を合わせる～できることを持ち寄る

町民・議会・行政がそれぞれの得意分野を活かして、共通の目的のために力を合わせることです。

◆協働は特別な場ではありません。会議での発言やイベントへの参加など、身近な関わりのひとつひとつが協働の場です。

詳しくは、町ホームページ、自治基本条例解説書をご覧ください

町HPはこちらから

自治基本条例解説書



後藤議長



全町連
館下会長

町民・議会・行政がともに歩む～それが自治基本条例です